

申請に対する処分

処分名	私道に対する公共下水道設置の取扱い
根拠法令	私道に対する公共下水道設置の取扱要綱第2条
所管課	下水道課

1 審査基準

申請を行うことができる人

私道に対する公共下水道設置を求める代表者

申請の方法

公共下水道設置申請書を下水道課に提出する。

許認可等の要件

ア 公共下水道の工事施工及び維持管理に支障のない場合であること。

イ 私道の幅員が1 m以上で両端が公道に持続し、公衆用道路として公共性の高いこと。又は、袋小路状の私道の場合、延長10 m以上、幅員1 m以上で当該公共下水道を利用する独立した家が4戸以上あり、かつ、その工事完成検査後直ちに排水設備を新設するものが2分の1以上あること。(独立した家が3戸の場合で、そのすべてが工事完成検査後直ちに排水設備をしんせつするときを含む。)

ウ 公共下水道が設置される私道については、その所有者の土地使用承諾書を提出しうること。

エ 当該土地所有者において将来土地使用の目的変更等の理由で当該公共下水道の施設の改造を必要とする場合は、相当経費の負担を当該土地所有者が受託すること。

オ 当該土地所有者、公共下水道の土地占用使用料は請求しないこ

と。

カ 当該土地所有者は、下水道事業の受益者負担金及び市税を滞納していないこと。(処理区域内及び当年度施工計画区域内の私道で翌年以降賦課対象区域のものについては受益者負担金誓約書を提出する。)

2 標準処理時間

7日